議案第14号

北本市国民健康保険税条例の一部改正について

北本市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例(昭和46年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の7.5」を「100分の7.3」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「11,500円」を「29,900円」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の3.1」を「100分の2.9」に改める。

第8条中「6,200円」を「10,200円」に改める。

第9条中「100分の1.9」を「100分の2.2」に改める。

第10条中「12,700円」を「14,700円」に改める。 第14条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「及びイ」を削り、「ウ」を「イ」に、 「)並びに」を「)及び」に、「エ」を「ウ」に改め、同条第1号中 「第703条の5に規定する総所得金額及び」を「第703条の5第1 項に規定する総所得金額及び」に改め、「特定同一世帯所属者」の次に 「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失し た者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に 属するものをいう。以下同じ。)」を加え、「前年中に法第703条の 5」を「前年中に法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」 の次に「基礎課税額の」を加え、「8,050円」を「20,930円」 に改め、同号イを削り、同号ウ中「4、340円」を「7、140円」 に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「8,890円」を「10,2 90円」に改め、同号エを同号ウとし、同条第2号中「第703条の5」 を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課 税額の」を加え、「5,750円」を「14,950円」に改め、同号 イを削り、同号ウ中「3,100円」を「5,100円」に改め、同号 ウを同号イとし、同号エ中「6,350円」を「7,350円」に改め、 同号工を同号ウとし、同条第3号中「第703条の5」を「第703条 の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、 「2,300円」を「5,980円」に改め、同号イを削り、同号ウ中 「1, 240円」を「2, 040円」に改め、同号ウを同号イとし、同 号工中「2,540円」を「2,940円」に改め、同号工を同号ウと し、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後 の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均 等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、 その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割 額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に 定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,485円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,475円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,960円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,950円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,530円
 - イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,550円
 - ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,080円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,100円

第22条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を 「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」 に、「」とする」を「及び」とする」に改める。

附則第2項中「第22条」を「第22条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第22条」 を「第22条第1項」に改める。

附則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)、第5条の改正規定(見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)、第7条の改正規定(「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。)、第22条の改正規定(第1号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分、同条第

- 2号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分及び同条第3号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。)及び第22条の2の改正規定(「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改める部分及び「」とする」を「及び」とする」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正 後の北本市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の 国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税 については、なお従前の例による。